



島根県報

令和5年12月12日（火）

号外 第 138 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	4
公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則	(薬 事 衛 生 課)	4

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(1) 旅館業法に基づく次の権限

ア 旅館業の譲渡及び譲受けの承認

イ 旅館業の譲渡により当該旅館業を営む者の地位を承継した者の業務の状況の調査

(2) 興行場法に基づく次の権限

興行場営業の譲渡により当該興行場営業を営む者の地位を承継した者の業務の状況の調査

(3) 公衆浴場法に基づく次の権限

浴場業の譲渡により当該浴場業を営む者の地位を承継した者の業務の状況の調査

(4) 理容師法に基づく次の権限

理容所の営業の譲渡により当該理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

(5) 美容師法に基づく次の権限

美容所の営業の譲渡により当該美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

(6) クリーニング業法に基づく次の権限

クリーニング業の譲渡により当該クリーニング業を営む者の地位を承継した者の業務の状況の調査

(7) 食品衛生法に基づく次の権限

食品衛生法の規定により許可を受けなければならない営業又は届け出なければならない営業の譲渡により許可営業業者又は届出営業業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

(8) 食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律に基づく次の権限

食鳥処理の事業の譲渡により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

2 施行期日

令和5年12月13日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定により、食鳥処理の事業の譲渡及び食鳥処理業者の分割による食鳥処理業者の地位の承継の届出を受理する事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）

2 施行期日

令和5年12月13日から施行することとした。

◇公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

(1) 旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う次に掲げる規則の規定及び様式の整備

ア 公衆浴場法施行細則

イ 旅館業法施行細則

ウ クリーニング業法施行細則

エ 理容師法施行細則

オ 美容師法施行細則

カ 興行場法施行細則

キ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

ク 食品衛生法施行細則

(2) その他規定の整備

2 施行期日

令和5年12月13日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第59号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部23の項第4号中「及び第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継の」を「、第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第3条第1項の規定による調査

別表保健所の部26の項に次の1号を加える。

(5) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第6条第2項の規定による調査

別表保健所の部30の項に次の1号を加える。

(7) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第7条第2項の規定による調査

別表保健所の部33の項に次の1号を加える。

(7) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定による調査

別表保健所の部34の項に次の1号を加える。

(7) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第9条第2項の規定による調査

別表保健所の部35の項に次の1号を加える。

(9) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定による調査

別表保健所の部45の項に次の1号を加える。

(14) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定による調査

別表保健所の部53の項に次の1号を加える。

(13) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第10条第2項の規定による調査

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第60号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5保健所の項第15号地方機関の長専決事項の欄の(5)中「相続又は合併により」を削る。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第61号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第1条 公衆浴場法施行細則（昭和24年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条ただし書及び第7号を削り、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

第5条 規則第1条の2第1項に規定する届書は、様式第3号によるものとする。

第6条第1項中「の規定する」を「に規定する」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第7条を削る。

第6条の2中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第10条を削る。

第10条の2第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第3項中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条を第10条とする。

様式第1号中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同様式の注意事項を削る。

様式第8号中「第10条の2関係」を「第10条関係」に、「第10条の2第3項」を「第10条第3項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号中「第10条の2関係」を「第10条関係」に、「第10条の2第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号を様式第7号とする。

様式第5号中「第6条の2関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とする。

様式第2号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

譲渡に係る公衆浴場営業者地位承継届

下記のとおり、公衆浴場営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 浴場業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名
譲渡人の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
譲渡人の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 公衆浴場の名称及び所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則(昭和46年島根県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削る。

第6条第1項中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条第2項ただし書及び第4号を削り、同条を第2条とする。

第7条中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(譲渡に係る承認申請書)

第4条 規則第1条の3第1項に規定する申請書は、様式第2号のとおりとする。

2 保健所長は、法第3条の2第1項に規定する承認をしたときは、当該申請者に対し、旅館業営業承継承認書(様式第3号)を交付するものとする。

第8条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第5条とする。

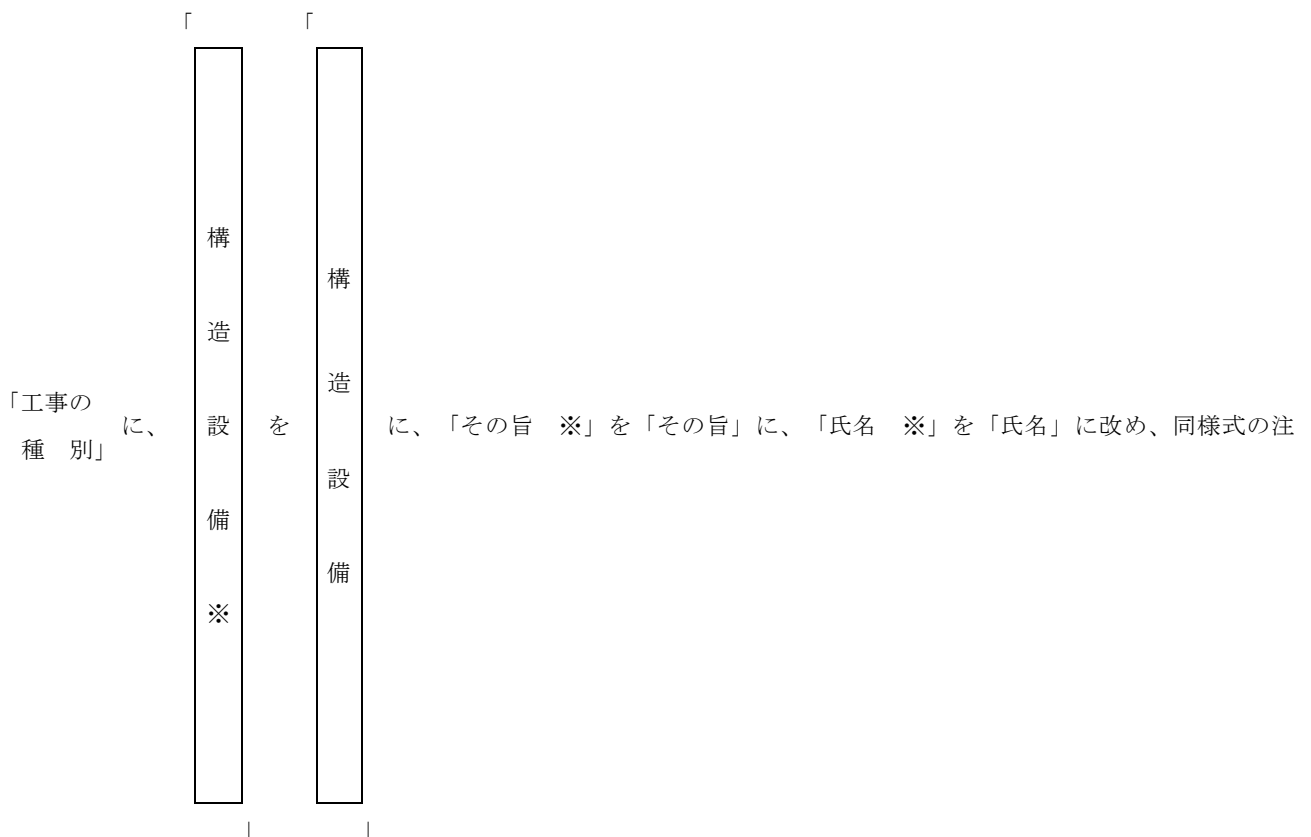
第9条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に、「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1項中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条を第7条とする。

第11条第1項中「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「様式第11号」を「様式第12号」に改め、同条を第8条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第6条、第7条関係」を「第2条、第3条関係」に、「種別 ※」を「種別」に、「工事の種別 ※」を「種別 ※」に改め、同様式の注



意事項を削り、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

保健所長 様

<譲受人>

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

<譲渡人>

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

譲渡に係る旅館業営業承継承認申請書

下記のとおり旅館業の事業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 旅館業の種別
- 5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

様式第11号中「第11条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「第11条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「第11条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第8号中「第10条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号中「第9条関係」を「第6条関係」に、「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、「3条件」を削り、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中「第9条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「第9条関係」を「第6条関係」に、「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第8条関係」を「第5条関係」に、「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、「3条件

本承認の効力は、合併又は分割の登記を停止条件として生じる。」を削り、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「第8条関係」を「第5条関係」に、「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第3号 (第4条関係)

指令 第 号

<譲渡人・譲受人>

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

旅館業営業承継承認書

年 月 日付けて申請のあつた旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により下記のとおり承認する。

年 月 日

保健所長 氏 名

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第3条 クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第2項中「様式第1号の2」を「様式第2号」に改め、同条を第2条とする。

第4条の2第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第3項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「様式第5号」を「様式第6号」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第4条とする。

第5条の2を削る。

第5条の3中「により」の次に「譲渡、」を、「者は」の次に「、譲渡によるクリーニング所等営業者地位承継届（様式第8号）」を加え、「様式第6号の3」を「様式第9号」に、「様式第6号の4」を「様式第10号」に改め、同条を第5条とする。

第6条第2項中「様式第7号」を「様式第11号」に改める。

第7条を削る。

第8条中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同条を第9条とする。

第10条の2中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条を第10条とする。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を削り、第14条を第12条とする。

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に、

「
従
業
者
※
」

を

「
従
業
者
」

に、

「
営
業
の
種
別
※
」

を

「
営
業
の
種
別
」に改め、同様式の注意事項を削り、同様式の添付書類中「（1及び3に掲げる書類にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。）」を削り、同様式の添付書類4を削る。

様式第14号を削る。

様式第13号中「第10条の2関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第12号中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第11号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第10号中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第8号から様式第9号の2までを削り、様式第7号を様式第11号とする。

様式第6号の4中「第5条の3関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第6号の3中「第5条の3関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第8号（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

譲渡によるクリーニング所等営業者地位承継届

下記のとおりクリーニング所等の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名
譲渡人の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

譲渡人の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第6号の2を削る。

様式第6号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第4条の2関係」を「第3条関係」に、「第4条の2第3項」を「第3条第3項」に改め、同様式を様式第5号とする。

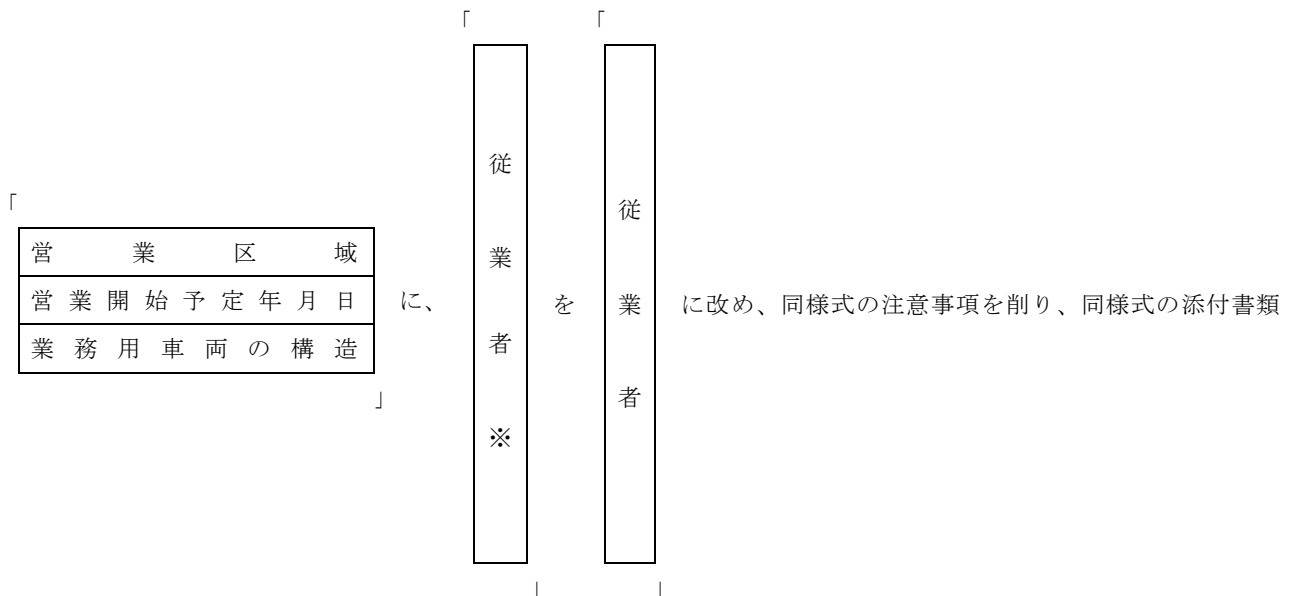
様式第3号中「第4条の2関係」を「第3条関係」に、「第4条の2第2項」を「第3条第2項」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「第4条の2関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号の2中「第4条関係」を「第2条関係」に、

営 業 区 域 ※
営 業 開 始 予 定 年 月 日
業 務 用 車 両 の 構 造 ※

を



中「（1及び3に掲げる書類にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。）」を削り、同様式の添付書類4を削り、同様式を様式第2号とする。

（理容師法施行細則の一部改正）

第4条 理容師法施行細則（昭和47年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条から第23条までを削る。

第24条中「様式第20号」を「様式第1号」に改め、同条を第2条とする。

第25条中「様式第21号又は様式第21号の2」を「様式第2号又は様式第3号」に改め、同条を第3条とする。

第26条を削る。

第27条第1項中「様式第23号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第24号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「様式第24号の2」を「様式第6号」に改め、同条を第4条とする。

第27条の2中「相続」を「譲渡、相続」に、「様式第25号又は様式第25号の2」を「様式第7号、様式第8号又は様式第9号」に改め、同条を第5条とする。

第28条及び第29条を削り、第30条を第6条とする。

様式第1号から様式第19号までを削る。

様式第20号中「第24条関係」を「第2条関係」に、「管理理容師 ※」を「管理理容師」に、「その旨 ※」を「その旨」に、「名称 ※」を「名称」に、「開設予定年月日 ※」を「開設予定年月日」に改め、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

美容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。

様式第20号の添付書類中「（1から3までに掲げる書類にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができます。）」を削り、同様式の添付書類4を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第21号中「第25条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第21号の2中「第25条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第22号を削る。

様式第23号中「第27条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第24号中「第27条関係」を「第4条関係」に、「第27条第2項」を「第4条第2項」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第24号の2中「第27条関係」を「第4条関係」に、「第27条第3項」を「第4条第3項」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

譲渡に係る理容所の開設者地位承継届

下記のとおり理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名
譲渡人の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
譲渡人の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに
限る。）

様式第25号中「第27条の2関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第25号の2中「第27条の2関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

(美容師法施行細則の一部改正)

第5条 美容師法施行細則（昭和47年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条から第23条までを削る。

第24条中「様式第20号」を「様式第1号」に改め、同条を第2条とする。

第25条中「様式第21号又は様式第21号の2」を「様式第2号又は様式第3号」に改め、同条を第3条とする。

第26条を削る。

第27条第1項中「様式第23号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第24号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「様式第24号の2」を「様式第6号」に改め、同条を第4条とする。

第27条の2中「相続」を「譲渡、相続」に、「様式第25号又は様式第25号の2」を「様式第7号、様式第8号又は様式第9号」に改め、同条を第5条とする。

第28条及び第29条を削り、第30条を第6条とする。

様式第1号から様式第19号までを削る。

様式第20号中「第24条関係」を「第2条関係」に、「管理美容師
※」を「管理美容師」に、「その旨 ※」を「その旨」に、「名称 ※」を「名称」に、「開設予定年月日 ※」を「開設予定年月日」に改め、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

理容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。

様式第20号の添付書類中「（1から3までに掲げる書類にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができます。）」を削り、同様式の添付書類4を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第21号中「第25条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第21号の2中「第25条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第22号を削る。

様式第23号中「第27条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第24号中「第27条関係」を「第4条関係」に、「第27条第2項」を「第4条第2項」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第24号の2中「第27条関係」を「第4条関係」に、「第27条第3項」を「第4条第3項」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

譲渡に係る美容所の開設者地位承継届

下記のとおり美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名
譲渡人の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
譲渡人の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに
限る。）

様式第25号中「第27条の2関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第25号の2中「第27条の2関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

(興行場法施行細則の一部改正)

第6条 興行場法施行細則（昭和59年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項第2号中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条を第4条とする。

第2条第3項ただし書及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(譲渡に係る承継届)

第3条 法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、譲渡に係る興行場営業者地位承継届（様式第2号）を保健所長に提出することによって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

第7条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条第5項中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

様式第9号を様式第10号とし、様式第8号を様式第9号とし、様式第7号その2を様式第8号その2とし、様式第7号その1を様式第8号その1とする。

様式第6号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第5条の」を「第6条の」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第5条の」を「第6条の」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号の注意事項を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

譲渡に係る興行場営業者地位承継届

下記のとおり、興行場営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名
譲渡人の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
譲渡人の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 興行場の名称及び所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「相続（）」を「（譲渡・相続・）」に、

「

3	相 続	被相続人	住 所		
			氏 名		
		相続人との続柄			
4	法人の合併（分割）により承継された法人	合併（分割）により承継された法人	名 称		
			主たる事務所 所の所在地		
			代表者の氏名		
			名 称		
			主たる事務所 所の所在地		
			代表者の氏名		
5	相続、合併又は分割の年月日		年	月	日

を

「

3	地位を承継した理由	譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
4	地位を承継した年月日	年 月 日
5	承継後の食鳥処理の事業者の住所及び氏名 （法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）	

に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第8条 食品衛生法施行細則（令和3年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第16条第6号中「省令」の次に「第67条の2第1項、」を加える。

第15号様式裏面中

「

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果の写し	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨	

」

を

「

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果の写し	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

」

に、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第16条関係）

(表) 【許可・届出共通】

年 月 日

保健所長 様
(島根県食肉衛生検査所長)

地位承継届

下記のとおり、許可営業業者・届出営業業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所 (法人にあってはその所在地)		
	譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。) <input type="checkbox"/> 営業許可証		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書 (相続人が二人以上いる場合) <input type="checkbox"/> 営業許可証		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書) <input type="checkbox"/> 営業許可証		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書) <input type="checkbox"/> 営業許可証		

(裏) 【許可・届出共通】

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車による営業の場合、自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車による営業の場合、自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車による営業の場合、自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

第17号様式裏面及び第18号様式中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。